

犯罪のない安全で安心なまちづくりに向け、4つの「かける」に取り組みましょう!!



◆犯罪は決して他人事ではないということを認識し、日ごろから自分が犯罪にあわないよう十分に気をつけましょう。

◆家族が犯罪にあわないよう、日ごろから犯罪の手口や対応方法などを話し合い、「いざ」というときに適切な対応ができるよう考えておきましょう。

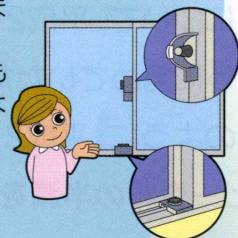
◆地域の子どもたちが犯罪にあわないよう気にかけ、通学路等の安全点検を進めましょう。また、児童や生徒の登下校にあわせて犬の散歩やジョギングなどを実施し、地域で子どもを見守りましょう。



◆泥棒は、力ギの掛かっていない場所を探し、そこから侵入します。空き巣や忍び込みの被害にあわないよう、施錠を徹底しましょう。また、少しの外出でも必ず施錠するよう習慣づけましょう。

◆自転車やオートバイの盗難被害にあわないよう、駐輪時には必ず力ギを掛けましょう。

本体の力ギにワイヤー錠等も併用してツーロックにすればより安全です。



気にかける

声をかける



◆犯罪者は顔を覚えられるのを嫌がります。出会った人に対するあいさつを励行することにより、地域の連携を強め、不審者に対する抑止力が高まりますので地域であいさつを励行しましょう。

◆通学路で子どもたちを見守るため、登下校時のあいさつを励行しましょう。

◆青少年の健全育成のため、駅前や店舗前などに集まる少年達には積極的に声をかけましょう。

また、万引き防止のため、店舗内でも積極的に声をかけましょう。



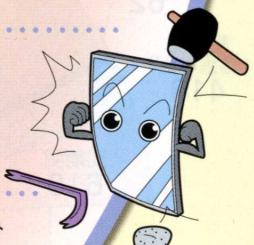
鍵をかける



呼びかける

◆犯罪者を近づけない環境づくりのため、防犯カメラやセンサーライトなどの設置、各家庭・事業所等の玄関灯や門灯の夜間点灯をしましょう。

◆侵入犯が、居直り強盗に変身する凶悪な犯罪も予想されますので、防犯ドアや補助錠の設置、ピッキング対策、防犯ガラスの採用などを進めましょう。



◆犯罪にあわない地域づくりの取り組みをお互いに呼びかけましょう。



安全なまちづくりの推進について

滋賀県では、平成14年に32,183件の過去最悪の犯罪発生件数を記録しました。

こうした状況から、平成15年3月に「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例を定め、県、市町、県民および事業者等が一体となって様々な防犯対策に取り組んだ結果、犯罪発生件数は平成15年以降6年連続して減少しました。

しかし、凶悪犯罪が依然として発生しているなど、まだまだ安心していられない状況です。

また、滋賀県は全国的に人口増加率が高いことや交通アクセスの向上、相次ぐ大型商業施設の開業などの社会環境の変化から、犯罪発生件数が増加に転じることが心配されます。

このため、滋賀県では「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例の一部を改正して、コンビニエンスストアなどの深夜商業施設や大型ショッピングセンターなどの大規模小売店舗、一戸建て住宅について、平成21年4月から県民や事業者の皆さんに犯罪の防止に留意した構造、設備になるように努めていただけるよう、新たに防犯指針を定めました。

このように、平成21年は、犯罪抑止の面で厳しい社会環境にある中で、『各地域ごと、罪種ごとにピーク時の半減をめざす』という目標を掲げ、安全で安心な地域社会の実現をめざして、県民の皆さんのが身近なところから防犯活動に取り組んでいただく『4つのかける運動』を継続し、犯罪抑止に向けた県民総ぐるみ運動を展開します。

滋賀県の犯罪 罪種別内訳 (H20)

